

第3章 地下埋設物一般

第1節 工事内容の把握

1. 設計図書及び事前協議での地下埋設物に関する事項の確認
埋設物が予想される道路敷地内等で掘削を行う工事があるときには、設計図書及び事前協議の内容を把握するとともに、道路管理者・最寄りの埋設物管理者に出向き、道路台帳・埋設物台帳等により埋設物の構造等の確認を行うこと。
2. 道路に近接した掘削工事がある場合
掘削の規模・深さ、掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、埋設物の状況の概要把握に努めること。
3. 郊外地・山間地の道路
郊外地・山間地の道路の場合であっても地下埋設物を十分に確認すること。

第2節 事前確認

1. 調査及び埋設物の確認 公災防 42
埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、必要に応じて管理者立会いのうえ、試掘を行い、その埋設物の種類・位置（平面・深さ）・規格・構造等を原則として目視により確認すること。
2. 保安措置 公災防 44
 - (1) 掘削影響範囲に埋設物があることが判明した場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令などに従い保安上の必要な措置・防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び処置方法、保安上の措置の実施区分などを決定すること。

- (2) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置などを道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。 公災防42
- (3) 工事施工中において管理者の不明な埋設物を発見した場合は、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者に立会を求め、安全を確認した後に処置すること。 公災防42

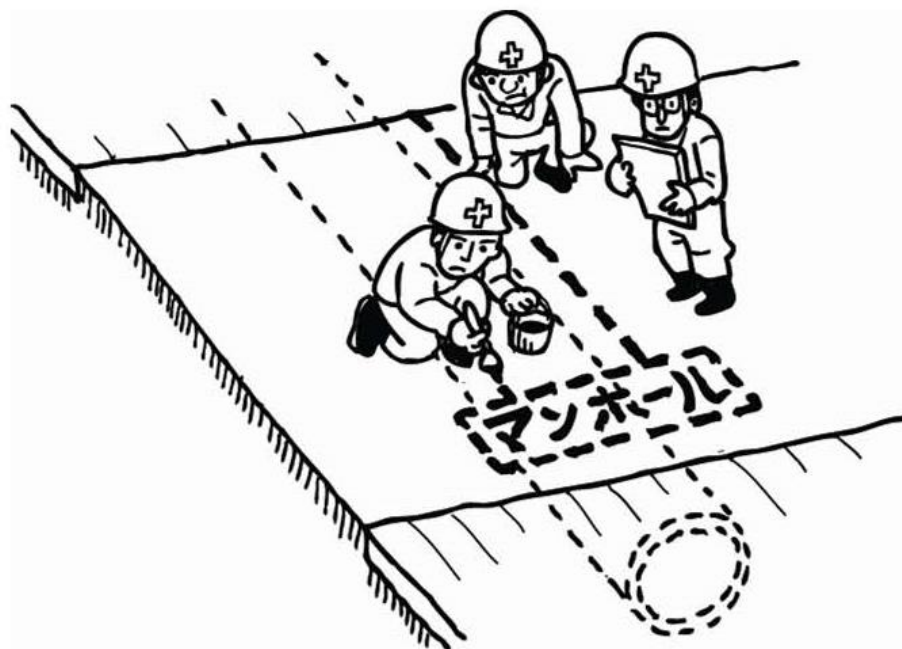


図3-1 地下埋設物の調査

第3節 施工計画

1. 工法選定

掘削工事を行おうとする場合には、地下埋設物の状況を十分に把握したうえで工法を選定し、施工すること。

この際には、埋設復旧までの一連の工事内容を考慮し、埋設物の保全に努めること。

2. 工程計画

- (1) 市街地における土木工事では、埋設物が多くその正確な位置が把握できない場合もあることを考慮し、調査に必要

な日数を十分に見込んだ施工計画を作成すること。

- (2) 埋設物は主として道路敷地内にあるため、工事に際しては道路交通との調整に十分配慮し、試掘工事・切廻工事・移設工事等の計画を十分検討すること。そのうえで、作業時間の制約などを考慮した工程を事前に関係機関と協議しておくこと。

3. 施工方法

埋設箇所に関する工事の施工計画は、関係する埋設物管理者との協議が必要であり、工事の方法、防護方法など必要事項を打合せのうえ、とりまとめること。

第4節 現場管理

1. 施工時の安全管理

安衛則 362

- (1) 掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は、試掘段階から本体工事の埋戻し・路面復旧の段階までの間、適切に埋設物を防護し、維持管理すること。
- (2) 掘削及び埋戻し・路面復旧時には、地下埋設物の位置・内容などにおける留意事項を関係作業員に周知徹底すること。